

## 平成23年度の子ども手当制度について

「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、平成23年4月から9月までの間について、平成22年度と内容を同じくする子ども手当が支給されることとなりました。なお、平成23年10月分以降については、決まり次第お知らせします。



- **対象者** 中学校修了前（15歳に到達した最初の3月31日まで）の子どもの養育者
- **手当月額** 子ども一人につき 13,000円
- **所得制限** なし
- **申請手続きに関する注意**

- ・ 子ども手当は、認定の場合、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給されます。  
 なお、災害などやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合にはそのやむを得ない理由がやんだ後15日以内に請求すれば、理由の発生した日の属する月の翌月分から支給されます。
- ・ 出生の場合は、出生日の翌日から数えて、15日以内に申請してください。
- ・ 転出の場合は、転出予定日の翌日から数えて、15日以内に転入先で申請してください。
- ・ 公務員の方は勤務先で申請してください。ただし、独立行政法人の職員、公益法人等への派遣職員等は市から支給となるため申請をしてください。あらかじめ職場の人事担当部署へ確認してください。
- ・ 添付書類については、申請する時点で揃ってなくても受け付けできます。申請月の翌月分からの支給となるため、お早めに申請することをお勧めします。

問い合わせ先

児童福祉課

☎ 52-1114

## 学童保育室入所申し込みについて（夏休み分）

夏休み期間において学童保育室の利用を希望する方は、次のとおり入所申し込み書等を提出してください。

<利用時間> 概ね午前8時から午後7時まで

<保育料> 1日500円

<提出書類>

- ・ 入所申込書
- ・ 勤務証明書など保育に欠けることが証明できる書類（65歳未満の同居親族全員分が必要になります）

<提出期間>

6月1日（水）～15日（水）

<書類提出先>



<石橋小学童について>

石橋小学童は、現在入所者数が定員を上回った人数で入所しているため、長期休暇時の利用については、石橋小学童以外で保護者の方が通勤経路上利用しやすい学童への入所になりますので、あらかじめご了承ください。なお入所可能な学童保育室は次のとおりです。

- ・ 細谷小学童保育室
- ・ 石橋北小学童保育室
- ・ 国分寺東児童館学童保育室
- ・ 南河内児童館学童保育室

南河内地区	国分寺地区	石橋地区
南河内児童館	国分寺駅西児童館	石橋児童館
薬師寺小学童	国分寺東児童館	石橋小学童
緑小学童	国分寺姿西児童館	古山小学童
吉田東小学童		石橋北小学童
		細谷小学童

問い合わせ先

- 児童福祉課 ☎ 52-1114
- 南河内児童館 ☎ 44-8420
- 国分寺駅西児童館 ☎ 44-0786
- 国分寺東児童館 ☎ 44-2604
- 石橋児童館 ☎ 52-1129